

令和 3 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 4 年 3 月 23 日

担当部・課：総務部危機対策課〔内線 4 3 2 1〕

<b>① 件名</b>	石巻市消防団員の休団制度の導入について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b> 消防団員の確保については、若年齢層及び中間年齢層の確保が難しい状況から、令和 2 年 1 2 月 1 5 日消防庁長官より、近年の社会環境の変化等に柔軟に対応するため、近親者や家族の介護、育児等を行いやすい環境づくり等を進め、団員の身分を保持したまま消防団員としての活動を一定期間行わないこととすることができる休団制度を積極的に活用するよう通知された。</p> <p><b>【目的】</b> 消防団員が生業や育児等のやむを得ない事情により、一定期間に消防団活動が困難になる場合、現状では退団を余儀なくされるが、休団制度の導入により消防団員としての身分を維持し、復職しやすい環境を整え、団員減少対策を図るもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b> 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号） 消防力の整備指針（平成 1 2 年消防庁告示第 1 号） 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 1 0 号） 石巻市消防団の組織等に関する規則（平成 2 4 年規則第 1 7 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 3 節 安心して暮らすための地域防災力などの向上 1 地域防災力の向上を図る</p> <p>石巻市地域防災計画 各編</p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	<p>令和 2 年 1 2 月 消防庁長官より消防団を中核とした地域防災力の充実強化による休団制度の活用について令和 4 年 3 月までに検討するよう通知</p> <p>令和 3 年 3 月 消防団員の減少対策として休団制度導入の検討を開始</p>
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>消防団員（部長以上の階級にある者を除く）が休団を願い出た場合は、休団することができる。</p> <p>(1) 休団期間は 1 年以上最長 3 年を超えない範囲とする。 (2) 復職後の階級は、休団時の階級への復職とする。 (3) 報酬等については不支給とし、退職報償金算定期間については、休団制度活用期間は、算定除外とする。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

やむを得ない事情等により消防団活動できなくなった団員が、退団せず休団し復職可能とすることで、団員の減少を抑える。

【市財政への負担】

特になし。なお、休団制度を活用した団員分の報酬が減額となる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内実施自治体 1自治体 制度内容は同じ

自治体名	概要
丸森町	丸森町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(休団等)  【主な内容】 団員(班長以上の階級にある者を除く。)が休団する場合において3年を超えない範囲において休団することができる。
その他	近隣市町村において制度導入実績なし

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年4月 石巻市消防団の組織等に関する規則の一部改正  
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

⑨ その他